

議第113号

令和5年度山形県一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度山形県一般会計補正予算（第9号）について、別紙のとおり専決処分したことについて承認する。

提 案 理 由

山形県一般会計補正予算は、急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるため提案するものである。

専第12号

令和5年度山形県一般会計補正予算（第9号）

令和5年度山形県の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ32,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ680,486,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		115,300,000	1,600,000	116,900,000
	1 県 民 税	36,581,000	136,000	36,717,000
	2 事 業 税	26,973,000	441,000	27,414,000
	3 地 方 消 費 税	23,238,000	850,000	24,088,000
	4 不 動 産 取 得 税	1,779,000	72,000	1,851,000
	5 県 た ば こ 税	1,186,000	1,000	1,187,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	106,000	2,000	108,000
	7 軽 油 引 取 税	8,483,000	112,000	8,595,000
	8 自 動 車 税	16,743,000	△ 17,000	16,726,000
	9 鉱 区 税	2,000		2,000
	10 狩 猟 税	3,000		3,000
	11 産 業 廃 棄 物 税	149,000	2,000	151,000
	12 旧 法 に よ る 税	57,000	1,000	58,000
2 地方消費税清算金		54,694,000		54,694,000
	1 地方消費税清算金	54,694,000		54,694,000
3 地方譲与税		22,711,444	339,590	23,051,034
	1 特別法人事業譲与税	20,000,000	139,865	20,139,865
	2 地方揮発油譲与税	2,400,000	94,850	2,494,850
	3 石油ガス譲与税	100,000	8,295	108,295

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 自動車重量譲与税	100,000	82,685	182,685
	6 森林環境譲与税	81,444		81,444
	7 航空機燃料譲与税	30,000	13,895	43,895
4 地方特例交付金		662,118		662,118
	1 地方特例交付金	662,118		662,118
5 地方交付税		190,900,878	1,224,059	192,124,937
	1 地方交付税	190,900,878	1,224,059	192,124,937
6 交通安全対策特別交付金		300,000	△ 14,777	285,223
	1 交通安全対策特別交付金	300,000	△ 14,777	285,223
7 分担金及び負担金		4,011,925		4,011,925
	1 分担金	2,828,017		2,828,017
	2 負担金	1,183,908		1,183,908
8 使用料及び手数料		6,219,365		6,219,365
	1 使用料	4,495,789		4,495,789
	2 手数料	70,762		70,762
	3 県証紙収入	1,652,814		1,652,814
9 国庫支出金		97,268,961	△ 402,400	96,866,561
	1 国庫負担金	25,461,408		25,461,408
	2 国庫補助金	71,272,490	△ 402,400	70,870,090
	3 委託金	535,063		535,063

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 財産収入		1,840,082		1,840,082
	1 財産運用収入	412,348		412,348
	2 財産売却収入	1,427,734		1,427,734
11 寄附金		2,942,097		2,942,097
	1 寄附金	2,942,097		2,942,097
12 繰入金		10,495,612	△ 2,755,018	7,740,594
	1 特別会計繰入金	745,922		745,922
	2 基金繰入金	9,648,221	△ 2,755,018	6,893,203
	3 公営企業繰入金	101,469		101,469
13 繰越金		8,207,189		8,207,189
	1 繰越金	8,207,189		8,207,189
14 諸収入		105,716,240	40,546	105,756,786
	1 延滞金、加算金及び過料等	68,127		68,127
	2 県預金利子	492		492
	3 公営企業貸付金元利収入	11,000,023		11,000,023
	4 貸付金元利収入	86,557,287		86,557,287
	5 受託事業収入	822,289		822,289
	6 収益事業収入	2,047,137	40,546	2,087,683
	8 雑収入	5,220,885		5,220,885
15 県債		59,184,089		59,184,089

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 県 債	59,184,089		59,184,089
歳 入 合 計		680,454,000	32,000	680,486,000

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		1,112,995		1,112,995
	1 議会費	1,112,995		1,112,995
2 総務費		33,807,046	△ 231,689	33,575,357
	1 総務管理費	19,013,140	△ 231,689	18,781,451
	2 企画費	7,600,355		7,600,355
	3 徴税費	4,372,361		4,372,361
	4 市町村振興費	847,766		847,766
	5 選挙費	304,110		304,110
	6 防災費	1,110,030		1,110,030
	7 統計調査費	306,671		306,671
	8 人事委員会費	121,183		121,183
	9 監査委員会費	131,430		131,430
	3 民生費		83,005,538	
1 社会福祉費		58,297,500		58,297,500
2 児童福祉費		22,804,633		22,804,633
3 生活保護費		1,883,907		1,883,907
4 災害救助費		19,498		19,498
4 衛生費		32,760,108		32,760,108
	1 公衆衛生費	12,026,137		12,026,137
	2 環境衛生費	3,127,225		3,127,225

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 保健所費	1,617,718		1,617,718
	4 医薬費	15,989,028		15,989,028
5 労働費		1,957,423		1,957,423
	1 労政費	1,003,997		1,003,997
	2 職業訓練費	713,309		713,309
	3 失業対策費	169,299		169,299
	4 労働委員会費	70,818		70,818
6 農林水産業費		54,899,895		54,899,895
	1 農業費	14,689,108		14,689,108
	2 畜産業費	3,749,712		3,749,712
	3 農地費	27,647,717		27,647,717
	4 林業費	6,732,552		6,732,552
	5 水産業費	2,080,806		2,080,806
7 商工費		96,632,661		96,632,661
	1 商業費	88,970,812		88,970,812
	2 工鉱業費	6,294,856		6,294,856
	3 観光費	1,366,993		1,366,993
8 土木費		82,292,948	948,530	83,241,478
	1 土木管理費	2,646,470		2,646,470
	2 道路橋りょう費	45,516,190	995,849	46,512,039



(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 河川海岸費	25,481,204		25,481,204
	4 港湾費	3,158,612	△ 47,319	3,111,293
	5 都市計画費	4,196,548		4,196,548
	6 住宅費	1,293,924		1,293,924
9 警察費		25,529,045	17,208	25,546,253
	1 警察管理費	23,744,066	17,208	23,761,274
	2 警察活動費	1,784,979		1,784,979
10 教育費		110,295,939	△ 702,049	109,593,890
	1 教育総務費	13,516,416	△ 14,386	13,502,030
	2 小学校費	33,936,146	△ 149,007	33,787,139
	3 中学校費	20,111,828	△ 221,092	19,890,736
	4 高等学校費	30,163,883	△ 180,990	29,982,893
	5 特別支援学校費	8,922,784	△ 136,574	8,786,210
	6 大学費	1,541,085		1,541,085
	7 社会教育費	1,036,524		1,036,524
	8 保健体育費	1,067,273		1,067,273
11 災害復旧費		3,312,347		3,312,347
	1 農林水産施設災害復旧費	903,368		903,368
	2 公共土木施設災害復旧費	2,368,979		2,368,979
	3 教育施設災害復旧費	40,000		40,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 公債費		89,160,916		89,160,916
	1 公債費	89,160,916		89,160,916
13 諸支出金		65,637,139		65,637,139
	2 公営企業貸付金	11,000,000		11,000,000
	3 地方消費税清算金	23,608,000		23,608,000
	4 利子割交付金	35,292		35,292
	5 配当割交付金	422,079		422,079
	6 株式等譲渡所得割交付金	508,376		508,376
	7 法人事業税交付金	1,991,430		1,991,430
	8 地方消費税交付金	27,452,000		27,452,000
	9 ゴルフ場利用税交付金	75,720		75,720
	10 環境性能割交付金	506,105		506,105
	12 自動車取得税交付金	38,137		38,137
	14 予備費		50,000	
1 予備費		50,000		50,000
歳出合計		680,454,000	32,000	680,486,000

# 令和5年度一般会計補正予算に 関する説明書

# 目 次

一 一般会計歳入歳出補正予算（第9号）事項別明細書

- 1 総 括
- 2 歳 入
- 3 歳 出

一 一般会計歳入歳出補正予算(第9号)事項別明細書

# 1 総括

## (歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 県 税	115,300,000	1,600,000	116,900,000
2 地方消費税清算金	54,694,000		54,694,000
3 地方譲与税	22,711,444	339,590	23,051,034
4 地方特例交付金	662,118		662,118
5 地方交付税	190,900,878	1,224,059	192,124,937
6 交通安全対策特別交付金	300,000	△ 14,777	285,223
7 分担金及び負担金	4,011,925		4,011,925
8 使用料及び手数料	6,219,365		6,219,365
9 国庫支出金	97,268,961	△ 402,400	96,866,561
10 財産収入	1,840,082		1,840,082
11 寄附金	2,942,097		2,942,097
12 繰入金	10,495,612	△ 2,755,018	7,740,594
13 繰越金	8,207,189		8,207,189

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
14 諸 収 入	105,716,240	40,546	105,756,786
15 県 債	59,184,089		59,184,089
歳 入 合 計	680,454,000	32,000	680,486,000



## (歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	県債	その他	
1 議会費	1,112,995		1,112,995				
2 総務費	33,807,046	△ 231,689	33,575,357				△ 231,689
3 民生費	83,005,538		83,005,538				
4 衛生費	32,760,108		32,760,108				
5 労働費	1,957,423		1,957,423				
6 農林水産業費	54,899,895		54,899,895				
7 商工費	96,632,661		96,632,661				
8 土木費	82,292,948	948,530	83,241,478	△ 402,400			1,350,930
9 警察費	25,529,045	17,208	25,546,253				17,208
10 教育費	110,295,939	△ 702,049	109,593,890				△ 702,049
11 災害復旧費	3,312,347		3,312,347				
12 公債費	89,160,916		89,160,916			△ 1,752,144	1,752,144

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	県債	その他	
13 諸支出金	65,637,139		65,637,139				
14 予備費	50,000		50,000				
歳出合計	680,454,000	32,000	680,486,000	△ 402,400		△ 1,752,144	2,186,544

2 歳

入

第1款 県

税 第1項 県

民

税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 個人	33,901,000	111,000	34,012,000	現年課税分	130,000	均等割 税率1人につき 2,500円 所得割 税率 100分の4 配当割 税率 100分の5 株式等譲渡所得割 税率 100分の5
				滞納繰越分	△ 19,000	
2 法人	2,625,000	22,000	2,647,000	現年課税分	22,000	均等割 税率 1法人につき 880,000円 594,000円 143,000円 55,000円 22,000円 法人税割 税率 100分の1 100分の1.8
3 利子割	55,000	3,000	58,000	現年課税分	3,000	税率 100分の5
計	36,581,000	136,000	36,717,000			

第1款 県

税 第2項 事 業 税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 個人	1,181,000	8,000	1,189,000	現年課税分	8,000	第1種事業 税率 100分の5 第2種事業 税率 100分の4 第3種事業 税率 100分の3 100分の5
2 法人	25,792,000	433,000	26,225,000	現年課税分	433,000	所得等課税法人 普通法人 資本金の金額 1億円超 所得割 税率 100分の1 付加価値割 税率 100分の1.2 資本割 税率 100分の0.5 資本金の金額 1億円以下 税率 100分の3.5 100分の5.3 100分の7 特別法人 税率 100分の3.5 100分の4.9 収入金額課税法人 収入割 税率 100分の1 収入金額等課税法人 資本金の金額 1億円超 収入割 税率 100分の0.75 付加価値割 税率 100分の0.37 資本割 税率 100分の0.15 資本金の金額 1億円以下 収入割 税率 100分の0.75 所得割 税率 100分の1.85
計	26,973,000	441,000	27,414,000			

## 第1款 県

## 税 第3項 地 方 消 費 税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 譲 渡 割	21,874,000	805,000	22,679,000	譲 渡 割	805,000	税率 78分の22
2 貨 物 割	1,364,000	45,000	1,409,000	貨 物 割	45,000	税率 78分の22
計	23,238,000	850,000	24,088,000			

## 第1款 県

## 税 第4項 不 動 産 取 得 税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 不 動 産 取 得 税	1,779,000	72,000	1,851,000	現 年 課 税 分	72,000	税率 100分の3 100分の4
計	1,779,000	72,000	1,851,000			

## 第1款 県

## 税 第5項 県 た ば こ 税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 県 た ば こ 税	1,186,000	1,000	1,187,000	現 年 課 税 分	1,000	税率 千本につき 1,070円
計	1,186,000	1,000	1,187,000			

## 第1款 県

## 税 第6項 ゴルフ場利用税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 ゴルフ場利用税	106,000	2,000	108,000	現年課税分	2,000	税率 定額
計	106,000	2,000	108,000			

## 第1款 県

## 税 第7項 軽油引取税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 軽油引取税	8,483,000	112,000	8,595,000	現年課税分	112,000	税率 1キロリットルにつき 32,100円
計	8,483,000	112,000	8,595,000			

第1款 県

税 第8項 自 動 車 税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 環境性能割	1,184,000	△ 65,000	1,119,000	現年課税分	△ 65,000	税率 100分の0.5 100分の1 100分の2 100分の3
2 種別割	15,559,000	48,000	15,607,000	現年課税分	49,000	税率 定額
				滞納繰越分	△ 1,000	
計	16,743,000	△ 17,000	16,726,000			

第1款 県

税 第11項 産 業 廃 棄 物 税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 産業廃棄物税	149,000	2,000	151,000	現年課税分	2,000	税率 1トンにつき 1,000円
計	149,000	2,000	151,000			



## 第1款 県

## 税 第12項 旧 法 に よ る 税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 自動車税		1,000	1,000	滞納繰越分	1,000	
計	57,000	1,000	58,000			

## 第3款 地方譲与税 第1項 特別法人事業譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 特別法人事業譲与税	20,000,000	139,865	20,139,865	特別法人事業譲与税	139,865	
計	20,000,000	139,865	20,139,865			

## 第3款 地方譲与税 第2項 地方揮発油譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方揮発油譲与税	2,400,000	94,850	2,494,850	地方揮発油譲与税	94,850	
計	2,400,000	94,850	2,494,850			

第3款 地方譲与税 第3項 石油ガス譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 石油ガス譲与税	100,000	8,295	108,295	石油ガス譲与税	8,295	
計	100,000	8,295	108,295			

第3款 地方譲与税 第4項 自動車重量譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 自動車重量譲与税	100,000	82,685	182,685	自動車重量譲与税	82,685	
計	100,000	82,685	182,685			

第3款 地方譲与税 第7項 航空機燃料譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 航空機燃料譲与税	30,000	13,895	43,895	航空機燃料譲与税	13,895	
計	30,000	13,895	43,895			

第5款 地方交付税 第1項 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	190,900,878	1,224,059	192,124,937	地方交付税	1,224,059	
計	190,900,878	1,224,059	192,124,937			

第6款 交通安全対策特別交付金 第1項 交通安全対策特別交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 交通安全対策特別交付金	300,000	△ 14,777	285,223	交通安全対策特別交付金	△ 14,777	
計	300,000	△ 14,777	285,223			

第9款 国庫支出金 第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
11 土木費国庫補助金	25,642,207	△ 402,400	25,239,807	道路除雪費補助	715,000	
				防災・安全社会資本整備交付金	△ 1,117,400	
計	71,272,490	△ 402,400	70,870,090			

第12款 繰入金 第2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	9,648,221	△ 2,755,018	6,893,203	財政調整基金繰入金	△ 1,002,874	
				県債管理基金繰入金	△ 1,752,144	
計	9,648,221	△ 2,755,018	6,893,203			

第14款 諸収入 第6項 収益事業収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 宝くじ収入	2,047,137	40,546	2,087,683	宝くじ収入	40,546	
計	2,047,137	40,546	2,087,683			

3 歲

出

第2款 総務費 第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
1 一般管理費	12,434,111	△ 231,689	12,202,422				△ 231,689	3 職員手当等	△ 231,689	退職手当
計	19,013,140	△ 231,689	18,781,451				△ 231,689			

第8款 土木費 第2項 道路橋りょう費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
2 道路橋りょう維持費	6,380,903	995,849	7,376,752	△ 402,400			1,398,249	11 需用費	△ 182,456	一般需用費
								12 役務費	816	
								13 委託料	1,177,662	
								14 使用料及び賃借料	△ 1	
								19 負担金、補助及び交付金	△ 172	消雪施設管理費負担金
計	45,516,190	995,849	46,512,039	△ 402,400			1,398,249			

第8款 土木費 第4項 港湾費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
1 港湾管理費	904,807	2,387	907,194				2,387	13 委託料	2,387	
3 空港費	1,334,066	△ 49,706	1,284,360				△ 49,706	11 需用費	△ 24,310	一般需用費
								13 委託料	△ 25,396	
計	3,158,612	△ 47,319	3,111,293				△ 47,319			

第9款 警察費 第1項 警察管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
2 警察本部費	21,891,702	17,208	21,908,910				17,208	3 職員手当等	17,208	退職手当
計	23,744,066	17,208	23,761,274				17,208			

第10款 教 育 費 第1項 教 育 総 務 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国庫支出金	県 債	そ の 他				
2 事務局費	3,361,482	△ 14,386	3,347,096				△ 14,386	3 職員手当等	△ 14,386	退職手当
計	13,516,416	△ 14,386	13,502,030				△ 14,386			

第10款 教 育 費 第2項 小 学 校 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国庫支出金	県 債	そ の 他				
1 教職員費	33,936,146	△ 149,007	33,787,139				△ 149,007	3 職員手当等	△ 149,007	退職手当
計	33,936,146	△ 149,007	33,787,139				△ 149,007			

第10款 教 育 費 第3項 中 学 校 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国庫支出金	県 債	そ の 他				
1 教職員費	20,111,828	△ 221,092	19,890,736				△ 221,092	3 職員手当等	△ 221,092	退職手当
計	20,111,828	△ 221,092	19,890,736				△ 221,092			



第10款 教 育 費 第4項 高 等 学 校 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
1 高等学校総務費	19,438,427	△ 180,990	19,257,437				△ 180,990	3 職員手当等	△ 180,990	退職手当
計	30,163,883	△ 180,990	29,982,893				△ 180,990			

第10款 教 育 費 第5項 特 別 支 援 学 校 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
1 特別支援学校費	8,922,784	△ 136,574	8,786,210				△ 136,574	3 職員手当等	△ 136,574	退職手当
計	8,922,784	△ 136,574	8,786,210				△ 136,574			

第12款 公 債 費 第1項 公 債 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国庫支出金	県 債	そ の 他				
1 元 金	84,114,384		84,114,384			△ 1,675,164	1,675,164			
2 利 子	5,007,744		5,007,744			△ 76,980	76,980			
計	89,160,916		89,160,916			△ 1,752,144	1,752,144			

議第114号

山形県県税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、山形県県税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したことについて承認する。

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の施行等に伴う山形県県税条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるため提案するものである。

専第13号

山形県県税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり山形県県税条例の一部を改正する条例を制定することについて専決処分する。

令和6年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第11条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」に改める。

第29条第5項中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

第38条中「地方自治法施行令第158条の2第1項」を「地方自治法第243条の2第1項」に改める。

第133条第2項第5号中「母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条」を「児童福祉法第10条の2」に、「母子健康包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。

附則第5条の7の次に次の2条を加える。

（令和6年度分の個人の県民税の特別税額控除）

第5条の8 令和6年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（以下この条及び次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条から第35条の2まで、附則第3条の3第2項、附則第5条第1項、附則第5条の4の2第1項、附則第5条の5及び附則第7条の2第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和6年度分特別税額控除額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が1万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族（法第34条第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。）を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）を超える場合には1万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）に第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の所得割の額が1万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の第34条から第35条の2まで、附則第3条の3第2項、附則第5条第1項、附則第5条の4の2第1項、附則第5条の5及び附則第7条の2第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(2) 法附則第5条の8第2項第2号に規定する所得割の額

3 前2項の規定の適用がある場合における第34条の3第2項及び附則第5条の5の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額（附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用を受ける前のものをいう。）」とする。

（令和7年度分の個人の県民税の特別税額控除）

第5条の9 令和7年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、

特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及び法第34条第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の第34条から第35条の2まで、附則第3条の3第2項、附則第5条第1項、附則第5条の4の2第1項、附則第5条の5及び附則第7条の2第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和7年度分特別税額控除額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が1万円を超える場合には1万円に第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の所得割の額が1万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の第34条から第35条の2まで、附則第3条の3第2項、附則第5条第1項、附則第5条の4の2第1項、附則第5条の5及び附則第7条の2第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(2) 法附則第5条の12第2項第2号に規定する所得割の額

附則第6条第3項中「及び附則第3条の3第2項」を「、附則第3条の3第2項、附則第5条の8第2項及び前条第2項」に、「とする」を「と、附則第5条の8第2項第1号中「及び」とあるのは「、附則第6条第2項及び」と、前条第2項第1号中「及び」とあるのは「、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第8条の2第3項に次の1号を加える。

(7) 附則第5条の8及び附則第5条の9の規定の適用については、附則第5条の8第1項及び附則第5条の9第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第8条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条の8第2項第1号及び附則第5条の9第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第8条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第9条第3項に次の1号を加える。

(6) 附則第5条の8及び附則第5条の9の規定の適用については、附則第5条の8第1項及び附則第5条の9第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条の8第2項第1号及び附則第5条の9第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第10条第3項に次の1号を加える。

(7) 附則第5条の8及び附則第5条の9の規定の適用については、附則第5条の8第1項及び附則第5条の9第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条の8第2項第1号及び附則第5条の9第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第12条第4項に次の1号を加える。

(7) 附則第5条の8及び附則第5条の9の規定の適用については、附則第5条の8第1項及び附則第5条の9第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条の8第2項第1号及び附則第5条の9第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第12条の2第3項に次の1号を加える。

(7) 附則第5条の8及び附則第5条の9の規定の適用については、附則第5条の8第1項及び附

則第5条の9第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条の8第2項第1号及び附則第5条の9第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第12条の8第2項に次の1号を加える。

(7) 附則第5条の8及び附則第5条の9の規定の適用については、附則第5条の8第1項及び附則第5条の9第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の8第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条の8第2項第1号及び附則第5条の9第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の8第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第13条の8及び附則第13条の9第1項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則第14条第1項、附則第14条の4第1項、第3項及び第4項並びに附則第15条の2の3第1項、第4項及び第5項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第19条第1項及び第2項並びに附則第19条の2第1項中「令和6年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の第11条及び第38条の規定の適用については、これらの規定中「又は地方自治法」とあるのは「、地方自治法」と、「を受けた者」とあるのは「を受けた者又は地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により県税の収納の事務を行う者」とする。